

平成 23 年度第 1 回「高知県社会貢献活動支援推進会議」

会 議 次 第

日 時：平成 23 年 9 月 8 日（木）11:40～12:30

場 所：高知県立文学館 1 F ホール

1. 開 会
2. 会長、副会長の選出
3. 議 題
 - (1) 第 2 次社会貢献活動支援推進計画に基づく支援策について
 - ア.【前回の宿題】
 - 大学との連携についての NPO ニーズ調査結果
 - イ. NPO 支援策の平成 22 年度実績及び平成 23 年度計画
 - (2) NPO 法人制度と支援税制について
 - ア. 寄附優遇できる NPO 法人の法定要件と県の個別指定要件について
 - イ. NPO 法人の現況調査(条例での個別指定要件検討のための調査)項目について
4. 閉 会

議 事 録

【事務局】

それでは、ただ今から、「高知県社会貢献活動支援推進会議」を開催させていただきます。

委嘱状につきましては、既に 5 月 9 日にお渡しいたしておりますが、委員の皆さんの任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとなっています。今回が、第 1 回目の会議ということで、議長となります会長、副会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、新会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

お手元の資料 1 設置要綱第 3 条で会長・副会長は委員の互選により決定することとなっております。事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【事務局】

それでは、事務局から提案させていただきます。

会長には八木委員を、副会長には矢野委員を推薦したいと思います、いかがでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【事務局】

ご異議ないようですので、八木委員が会長に、矢野委員が副会長に選出されました。お二人は、会長席、副会長席にお移りください。本日の議題としまして、大きく 2 つ。「第 2 次社会貢献活動支援推進計画に基づく支援策」と「NPO 法人制度と支援税制」に関連しましてご報告させていただき、ご意見をいただきたいと考えてい

ます。

なお、当会議の議事録ですが、これまで同様、(委員のお名前を伏せたうえで) 県のホームページに掲載させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、八木会長さん、以降の議事進行をよろしく願いいたします。

(会長挨拶)

(副会長挨拶)

【会長】

それでは会長が議事を進行することになっているようですので、次第に沿って早速議事を進めていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題(1)の「第2次社会貢献活動支援推進計画に基づく支援策について」のア、「大学との連携についてのNPOニーズ調査結果について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局より「第2次社会貢献活動支援推進計画に基づく支援策について」説明をさせていただきます。まず、アの「大学との連携についてのNPOニーズ調査結果」です。

5ページの資料3に第2次社会貢献活動支援推進計画の施策体系図を載せています。この中で、基本方針Ⅱ-2に「学習機会の創出」が、基本方針Ⅲ-3に「大学等教育機関との連携」が位置付けられています。

これらの具体的な行動計画案は、「学習機会の創出」については、8ページの下段に、また、「大学等教育機関との連携」については10ページの1段目にそれぞれ記載されています。

これまで、県民が受講できる大学のNPO関係講座の調査として、県内各大学のシラバスについての調査は行いましたが、NPO側のニーズ調査が未実施で宿題となっております。

今回、その「NPOニーズ調査」を行いましたので、その調査結果をご報告させていただきます。

2ページの資料2をご覧ください。

今回の調査は、高知県ボランティアNPOセンターのNPOへの定期便を利用させていただき、県内のNPO法人256団体とその他NPO等327団体の合わせて583団体を対象に、本年5月30日から6月25日までの期間、郵送法により実施したものです。

回答数は、124団体(NPO法人59団体、その他65団体)

回収率は、21.3%でした。

問1の「大学の公開講座への参加の意思」については、回答した124団体の91.1%にあたる113団体が参加したいという回答でした。

問2の「出席したい公開講座のテーマ」については、

「地域連携」と回答した団体は56団体で全体の50%を占め1番多く、次いで「保健、医療、福祉の増進」が45団体40%で、3番目が「行政との協働」で39団体34.5%と続いています。

このほか、「ボランティア・NPO活動」、「まちづくりの推進」、「環境の保全」などが3割近くのNPOから回答があっています。

また、「災害救援」のテーマが28団体、全体の1/4を占めており、これは、東北大地震や近い将来発生するであろう南海大地震を想定しての回答と思われる。

問3の「希望するテーマの具体的な内容希望」については、自由回答としましたので、様々な回答となっておりますが、地域活性化、中山間対策、過疎化、高齢者、障害者、こどもなどのキーワードが複数項目で重なっています。

いずれにしても、NPOの皆さんの多くが学習機会を望まれていることが分かりましたので、大学での公

開講座の実現に向け、大学側への協力要請を行ってまいりたいと考えています。簡単ですが説明は以上です。

【会長】

ただいま事務局から、大学との連携についてのNPOのニーズ調査結果について報告がありました。この結果を受け、どう思われましたか。ことについて、何かご意見、ご質問はありませんか。

(質疑応答)

【会長】

それでは、続いて、イ。「NPO支援策の平成22年度実績及び平成23年度計画」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

イ.の「NPO支援策の平成22年度実績及び平成23年度計画」について事務局から簡単にご説明いたします。

12ページからの資料4をご覧ください。この表は、県庁内のNPOが活用できる事業のとりまとめをしたものです。26ページの一番下に、事業費の件数や予算額、決算額を記載しています。平成21年度から、事業件数、委託事業数、補助事業数等、ほとんど変わっていません。

平成22年度は、予算額17億3千243万8千円に対し決算額が2億4千394万7千円となっています。事業費に大きな隔たりがありますのは、予算額は、NPOが参加できる事業費の積み上げで、決算額は実際にNPOの参加した事業の実績を示しているからです。

また23年度予算額が15億5千884万6千円と22年度より1億710万円ほど減少していますのは、24ページ中ほどの「高知県中山間地域生活支援総合補助金」の1億8千万円が廃止となっているためです。

23年度の新規事業の主なものは、

- ・18ページの一番下の行、「(新)地域生活支援基盤強化事業」で精神障害者の家族に対する支援をNPOに委託する事業や、
- ・23ページ下から2つ目の「(新)福祉研修センター事業費」の地域福祉の担い手の育成を行う事業などです。

大半の事業が継続事業ですので、ここでは個々の事業についての説明は省略させていただきます。

【会長】

事務局から説明がありました。質問ありますか。なければ進めます。

(質問なし)

続きまして、議題(2)のNPO法人制度と支援税制について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

NPO法の改正や地方税法の改正などによりまして、NPOを取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

今年の6月22日に公布された改正NPO法により、国税庁長官が認定する現行の認定制度の廃止や、都道府県知事が認定する新たな認定制度の創設などの改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることになりました。

高知県においても、関係する条例、規則の整備を図る上で、県内NPO法人の活動実態や課題、新しい認定制度への移行等を把握するための現況調査が必要となっています。

そのため、事務局でアンケート調査の(案)を作成しました。これは、36ページからの資料6ですが、この調査項目や調査内容等にご意見をいただきたいと考えています。

その前に、改正のポイントについて説明させていただきます。

委員の皆さんは、既に今回の改正内容をご存知だと思いますが、27ページの資料5をご覧ください。

これは、「NPO法人シーズ・市民活動を支える制度を作る会」が作成した資料です。

シーズは、これまで、NPO法や認定NPO法の制定やNPOの会計基準策定などに関わってきた団体で、今回の法改正も検討段階から参画され、法改正後は、制度の説明のため、全国を駆け回って講演をされています。

9月16日、17日は高知県でも、ボランティア・NPOセンターの主催で、シーズの講師による研修会が開催される予定となっています。

今回、運営委員会のために、この資料を使用することについて、シーズの了解を得ていますが、どうか取扱注意をお願いします。

まず28ページの上段をご覧ください。認定NPO法人の現状です。

全国でNPO法人は4万3千法人。この中の約0.5%の233法人が認定NPO法人として認定されています。

認定NPO法人は、NPO法人のうち一定の要件を満たしていると国税庁長官が認めた法人に様々な税制上の優遇措置を与える制度です。

認定NPO法人のメリットとしては、

- ・税制上のメリットのほか、
- ・認定を受けるため、経理や組織のあり方を見直すことで内部管理がしっかりすること。
- ・認定を受けるため、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことで社会からの認知度や信用が高まることなどがあげられます。

全国で、15の県は認定NPO法人が一つもない空白県で、高知県にもありません。

また、233法人のうち65%は認定取得を希望するにも関わらず、希望者の88%は申請準備をしていません。

それは、認定NPO法人は、ある程度公益性が必要で、行政だけでなく、市民の判定が必要との視点から、パブリック・サポートテストという幅広く市民の指示を得ているかどうかを判断する基準が設けられていて、そうした認定要件が非常に高いハードルとなっているからです。

27ページ下段にパブリック・サポートテストの説明がありますが、寄付金収入が総収入の1/5以上なければなりません。

現行のこの基準は、書類作成が難しい上、事業収入が多額の事業型のNPO法人がクリアできないなどの課題があります。

次に28ページ下段をご覧ください。今回のNPO法の改正がまとめられています。

- ・活動分野に観光の振興や中山間対策など3分野が追加されます。
- ・内閣府が行っていた複数県にまたがるNPO法人の認証事務が都道府県に、また、これまで国税庁が行っていた認定NPO法人の認定事務も都道府県に移管されます。
- ・先ほど説明しましたパブリックサポートテストの要件が免除される仮認定制度が導入されます。設立5年以内のNPO法人がパブリックサポートテスト以外の要件を満たす場合に「仮認定」が受けられます。
- ・仮認定制度は1度だけのチャンスです。
- ・特例措置として、法施行後3年間は全てのNPO法人が申請可能です。この3年の間に、パブリックサポートテストの要件を満たすべく努力し、本認定を目指すことになります。
- ・仮認定を受けたNPO法人への寄付は、寄附金控除の対象となります。

次に地方税の改正ですが、詳しくは、29ページの上段をご覧ください。

- ・認定NPO法人に対して寄附をした個人が寄附金控除を受けられる制度が導入されます。
- ・所得税に税額控除方式を導入。従来の所得金額に税率をかける前に引く寄附金控除と最終的に算出された所得税額から引く税額控除のどちらか有利な方を選択することができるようになりました。
- ・また、認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの認定要件が緩和され、3千円の寄附者が100人でも構わなくなります。

次に、地方税の下限額の引き下げです。

個人が寄付した場合の個人住民税の税額控除の適用下限額、いわゆる足切金額が現行の5千円から2千円に引き下げられました。

次に条例指定NPO法人制度の創設ですが、これは、

- ・都道府県が一般のNPO法人を条例で個別指定すると、寄附者は、地方税（個人住民税）の税額控除が受けられるようになります。
- ・また、条例指定を受けたNPO法人は認定NPO法人の認定申請をする場合に、パブリックサポートテストの要件を満たすものとみなされることとなります。

- ・認定NPO法人への寄附者の税額控除は、寄附金の額から足切りの2千円を引いた額の40%です。
- ・住民税は、都道府県民税と市町村民税で構成されています。寄附者が住民税の税額控除を受けるためには、自治体が条例でそのNPO法人を個別に指定することが条件です。県分が4%、市町村分が6%となります。この合わせた10%の住民税の控除と所得税の控除40%を足すと寄附者の税額控除割合は、最大50%となります。

条例指定が持つ2つの意味として、

- ・1つ目が、地方税における寄附金控除対象NPO法人を自治体が自由な発想で指定可能となったこと
- ・2つ目は、条例個別指定を受けると、パブリックサポートテストが免除されますので、条例指定の基準は、自治体がパブリックサポートテストを独自設定することと同じ意味合いがあります。
- ・その自治体の地域の実情に応じた指定基準が必要になってくるということです。
- ・そのためには、現在の県内NPOの実態の把握が必要となってきます。

そこで、これらの改正を受けて必要となるのが、資料6の県内NPO法人に対するアンケート調査（案）です。

この質問項目等は、内閣府が今年1月にNPO法人に対して行ったアンケート調査や他県の調査事例等を参考に作成したものです。

対 象：県内全てのNPO法人（255法人）

調査目的：県内NPO法人の現況把握

調査時期：9月18日頃～10月上旬

調査方法：郵送法

調査項目：全20問（副問が11問）

調査内容

【Ⅰ法人概要】、【Ⅱ寄附金】、【Ⅲ地方公共団体等との関係】、【Ⅳ経理の状況】、【Ⅴ活動の状況】

【Ⅵ情報発信の状況】、【Ⅶ情報開示の状況】、【Ⅷ認定NPO法人制度】

【Ⅸ仮認定NPO法人制度について】

【最後に自由記載欄】を設けています。

調査項目等について、委員の皆さんのご意見をいただき、修正をいたしまして、調査を行いたいと考えています。

そうして、NPO法人の回答結果をとりまとめ、県内NPOの現状を把握したうえで、県が条例で個別指定するNPO法人の基準づくりなどに反映させていくこととします。

説明は以上です。

【会長】

事務局から法改正等について説明があり、それに関連する県内のNPO法人の現状把握のアンケート調査について、調査項目や調査内容はこれでよろしいかと問いかけがありました。

いかがでしょうか。修正すべき意見がありましたらお願いします。

【委員】

先程から聞き取りするかもしれないとおっしゃってましたけど、それはすごく大変だと思いました。

説明がないと記入するのが難しいかなという事、回収率を上げるのであれば、全部のNPO法人ではなく、一部だけでもいいのかなと個人として思いました。

もし聞き取りにするのであれば、あらかじめわかる範囲で埋めておくとか、認定NPO法人にかかわる部分について聞き取りするというふうにやった方が時間としても労力としてもコストが抑えられるかなと思いました。

【事務局】

金額を聞くのは国が出している3000円×100人という基準について、同じように聞いておこうと考えたものです。条例に個別指定しようとする時は、県の法制審議会で「じゃあ、根拠は何だ」と聞かれた時に国基準に対する高知県の状況は必要です。

それから、事業報告書は県に控えがございまして、なるべくご負担をかけないように事前調査というかたちで調査員が記入して聞き取りに行くようなイメージではおります。非常につらいものがあるんですけど、しない事には進まないというかそういったところがあります。一度アポを取って行き、また電話で確認させていただくと何か手を足さないといけないとは思いますが。

【事務局】

まず、かなり分量があるので心配しております。今日みなさまから率直なご意見、アドバイスをいただきましたし、みなさんのお手元にこれが届いたとして回答してくれるかといった視点ですね。条例指定の制度も設けられましたし、NPOに対して寄付した人は税額控除受けられると寄付者にもNPOにもメリットになると思いますので、県としても取組んでいきたいと思っています。ただ、その為には基準がいますよということで、実態を把握しておこうと考えています。国のPSTは3000円以上の寄付者が100人となりますけど、高知県はとても無理だろうから高知県独自に例えば、3000円×50人にするとかですね、いずれにしてもどこかで線引きというカルール・基準を設けなければいけませんので、その為には実態を知りたいということで、アンケートを思いつてご相談しているところであります。

【事務局】

活動なさっているNPO法人に、これを見ていただいて「アンケート協力していただけますか。」と聞きましたら、「ボリュームがあれば対応できない。」ということだったので、郵送法は難しいかなと思っています。関係するNPOさん、もしこういう調査がきた時どうでしょうか。

【委員】

例えば会計をわかっている方と事業全体をわかっている方が同一ではない場合が非常に多いと思うので、行った時点で一人の対象の方に全部聞き取れる可能性は低いかなと。事務所を構えているNPOさんについては対応する職員がいるのでできると思いますが、実際は難しいかな。

もう1つ前提の話で、高知県として条例指定をつくっていく時にある程度どういう要件をしていくのか、整理する必要があるのでは。寄附にこだわるのか、寄附額ではなく、全く別の要件をつくっていくのかでアンケートの内容がわかるのかなという気がしています。全体像を一回考えなければいけないのかなという気はします。

【事務局】

三重県が早く取り組んでらっしゃいまして、この数値が高いのか低いのかどうなのかわからないんですけども、

たとえばボランティアで参加される延べ人数が100人、実人数が10人とかですね、ホームページの更新も年4回やっているとか、マスコミへの投げかけも年4回以上やっているとか、そういったのもひとつの基準として検討されています。

【事務局】

県としましては寄付の金額だけではなくて、例えば今のボランティアとかイベントをやっているとか、情報公開とか、そういうものを含めて基準にしたいと思っております。そういうことで、欲ばった調査になっているというのが現状でございます。

【会長】

いかがでしょうか。

【委員】

NPOです。こういうアンケートは割合たくさんきますので大変ですが、ちゃんと郵送しましたよ。聞き取りでは1団体何時間くらいを予定されていますか。

【事務局】

正直、まだ想定時間までは考えておりません。内容と方法論で、郵送法がいいのか聞き取りがいいのか、ご意見をお聞きして最終的に決めたいというところであります。

【委員】

たぶんスタッフが対応していくことになりますので、忙しい時間を取られます。1時間なら1時間とかきちんと最初から知らされていると助かります。先ほど高知県ではNPO法改正の説明会を開催予定とありましたので、こういう時に、県の条例指定について知ってもらい、わかったうえで対応していったらすごくいいなと思いました。

【会長】

他にご意見ありませんか。

【委員】

私が以前活動していた団体が認定NPOになっているんですけども、高知を全国レベル並の認定NPO法人の取得率にするという目標をあげた時に、旧制度のままだと全国の0.5%が認定NPOということになるらしくて、高知のNPO法人の中で全国並にするとなったら、1団体か2団体が認定NPO法人になれば、それを満たすということになる。取った後が大事で、寄附を集めるスキルがなければ、いかに税制優遇があっても結局お金が集まらないということになると思います。そうなったときにこれだけの調査をする必要があるのか、それに見合うだけの認定NPOを取る団体があらわれるのかということですけど、むしろこういう制度があるということを知り、認定に前向きな団体に対して力をいれて支援する、そういう方が実は現実的なのかなという気がしました。

【事務局】

委員のおっしゃる通りだと思います。ただ、この制度改正は税制の改正なのでストレートな意味では寄附をした個人が、指定されたNPO法人に寄附をしたら自分の税額控除が受けられるというメリットがあります。寄附をもらったNPO法人にしても条例を指定されたことによって、さらに寄附を集めやすくなるというメリットがあります。なおかつ認定NPO法人の申請をするときにPSTの要件が免除されるというメリットがあるという

ことなので、県民のメリット、NPO法人のメリット双方あると思います。国の試算では高知県では本認定が3で仮認定が4、トータルで7です。

【委員】

いくつもの目的が全部組みこまれていて調査としては最悪です。目的がたくさんあるから複雑な調査票になっていてこんなにページ数が増えるわけです。目的に優先順位をつけるべき。どのデータを今一番必要としているのか、客観的なデータが欲しいわけですね。PSTを満たしている団体がどれくらいか、要件を満たす活動をしているのはどれだけあるのか、そう考えると、後半の意向調査の必要がなくなるのでだいぶ減ると。

意向調査の方に重点を置くのであれば最後のページを最初にもってきて、こんな制度できましたけど、NPO法人のみなさんとしては認定に移行する意思がありますか。やりたいんですけど難しいんです、となってくる。そのところをどういう支援をしたらいいのかというのを考えるのであれば、そこを最初に。あとの方の実態調査は例えば「意向があってやりたいと確実に思う」「手続きしようと思う」という人は書いてください、みたいな書き方にして、「やりません」という人は書かなくていいようにすると、回収率は高くなる。

そんな工夫が必要。優先順位をどちらに置くか。啓発に置くのであれば、このアンケートではなく違う方法でいだろうし。今回どうも啓発ではなく条例指定にあるわけですから、そうすると難しいですね。

再度いったん順番を入れかえて意向調査の方から誘導していく方法もありますけど。

【会長】

意見が出揃ったようですが、一度整理をするというのはどうでしょうか。

【事務局】

まず、調査は何らの形で必要ではないかと思います。いろいろご意見いただきましたので、もう一度中身を検討したいと思います。ただ、調査はしたいと思いますので、ご意見・お気づきのことがありましたらお教えいただけたらと思います。方法を含め内容についてもよろしくお願ひします。

【事務局】

今日は短い時間でご協賛いただきましたので、また、お帰りになられてから、何か気付かれたことがありましたら、様式は自由ですので、メールやFAX、お電話等で、来週15日(木)までに、ご意見をお寄せいただければありがたく思います。

【会長】

よろしいでしょうか。意見がありましたら、1週間後の15日までに事務局まで、意見をお願いします。

以上で本日の議事については全て終わりました。

最後に私から1点お伝えする事項があります。この推進会議の小委員会として、「質的評価検討委員会」があります。委員については、会長が指名することになっていますので、私の方から引き続き、上田委員と新藤委員を指名させていただきます。また外部のアドバイザー委員として、引き続き、高知大学の大槻委員に協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員了解)

【委員】

質的評価は難しい。学者が三人くらい集まっても進みません。だいたい事業計画の部分までは今年度中に仕上げる。それを使ってどういう評価をしていくかはもうちょっと考えるということになっております。ご期待ください。

【会長】

ありがとうございます。最後に、事務局から、何かありませんか。

【事務局】

委員の皆さまには、長時間にわたり熱心なご議論と、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。ご協力に心から感謝申し上げます。

今年は、「新しい公共支援基金事業」の実施もありますが、NPO法の改正や税制改正を受け、県条例や規則等の法整備などもしていかなければなりません。その際に、大事なのは、今後県内NPOをどう育成し、どう支援していくのかという視点だと思います。県としても大きな判断を求められていますので、委員の皆さん、今後ともご意見、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成23年度第1回高知県社会貢献活動支援推進会議を終了します。長時間にわたるご協力ありがとうございました。